

2024年10月7日

お客さま 各位

「あきしん投信インターネットサービス」取扱規定の改訂のお知らせ

いつも当金庫の「投信インターネットサービス」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では2024年10月21日に「あきしん投信インターネットサービス」取扱規定を改訂しますのでお知らせいたします。改定内容については、別添の新旧対照表をご確認願います。

今後とも秋田信用金庫をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(本件に関するお問い合わせ先)
秋田信用金庫 業務部
フリーダイヤル 0120-345-112(平日9時~17時)

「投信インターネットサービス」取扱規定」新旧対照表

(網掛部分変更)

新	旧
<p>第1章 あきしん投信インターネットサービス</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. (利用申込)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) お客様は、お客様の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本規定に示した利用者ID、ログインパスワード、確認パスワード(投信の取引を行う際のパスワード)、秘密の質問(確認パスワードのロック解除等を行う際の質問)、「しんきん個人インターネットバンキング(以下「しんきんIB」といいます。)利用規定」に示した契約者IDおよび各種パスワード(画像認証利用の場合は、認証用画像)の盗用・不正使用・誤使用等によるリスク発生の可能性ならびに本規定の内容について十分理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。</p> <p>6. ～7. (略)</p> <p>第2章 本人確認</p> <p>8. ～10. (略)</p> <p>11. (秘密の質問)</p> <p>秘密の質問は、当金庫所定の方法により端末から届け出るものとします。</p> <p>12. (本人確認の手段)</p> <p>(1) 取引の本人確認および依頼内容の確認</p> <p>お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、以下に定めるとおりとします。</p> <p>① 各種ID、各種パスワード等(以下「本人確認情報」といいます。)を、当金庫の指示に従い端末の画面上でお客様が入力します。本サービスの本人確認に使用する本人確認情報は、下記のとおりで組合せは取引内容によって異なる場合があります。</p> <p>a. ログインID(発行前は、仮ID)</p> <p>b. ログインパスワード(設定前は、キーワード(仮IDパスワード))</p> <p>c. 確認パスワード</p> <p>d. 秘密の質問</p> <p>e. その他当金庫所定の情報等</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、当金庫は、お客様本人の真正な意思による有効な取引として取扱うものとし、ログインID、ログインパスワード、確認パスワード、秘密の質問、その他の情報・機器等について偽造・盗用・不正使用・誤使用、その他の</p>	<p>第1章 あきしん投信インターネットサービス</p> <p>1. ～4. (同左)</p> <p>5. (利用申込)</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) お客様は、お客様の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本規定に示した利用者ID、ログインパスワード、確認パスワード(投信の取引を行う際のパスワード)および「しんきん個人インターネットバンキング(以下「しんきんIB」といいます。)利用規定」に示した契約者ID、各種パスワード(画像認証利用の場合は、認証用画像)の盗用・不正使用・誤使用等によるリスク発生の可能性、および本規定の内容について十分理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。</p> <p>6. ～7. (同左)</p> <p>第2章 本人確認</p> <p>8. ～10. (同左)</p> <p>(追加)</p> <p>11. (本人確認の手段)</p> <p>(1) 取引の本人確認および依頼内容の確認</p> <p>お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、以下に定めるとおりとします。</p> <p>① 各種ID、各種パスワード等(以下「本人確認情報」といいます。)を、当金庫の指示に従い端末の画面上でお客様が入力します。本サービスの本人確認に使用する本人確認情報は、下記のとおりで組合せは取引内容によって異なる場合があります。</p> <p>a. ログインID(発行前は、仮ID)</p> <p>b. ログインパスワード(設定前は、キーワード(仮IDパスワード))</p> <p>c. 確認パスワード</p> <p>(追加)</p> <p>d. その他当金庫所定の情報等</p> <p>② (同左)</p> <p>(2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、当金庫は、お客様本人の真正な意思による有効な取引として取扱うものとし、ログインID、ログインパスワード、確認パスワード、(追加)その他の情報・機器等について偽造・盗用・不正使用・誤使用、その他の事故</p>

新	旧
<p>事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>があっても、そのために生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p>
<p>13. (各種 I D、各種パスワード等の管理) (略)</p>	<p>12. (各種 I D、各種パスワード等の管理) (同左)</p>
<p>第 3 章 取引の依頼</p>	<p>第 3 章 取引の依頼</p>
<p>14. (利用可能なサービス) (略)</p>	<p>13. (利用可能なサービス) (同左)</p>
<p>15. (取扱商品) (略)</p>	<p>14. (取扱商品) (同左)</p>
<p>16. (取引の依頼方法) (略)</p>	<p>15. (取引の依頼方法) (同左)</p>
<p>17. (投資信託取引の取引時間) (略)</p>	<p>16. (投資信託取引の取引時間) (同左)</p>
<p>18. (目論見書等の交付について) (略)</p>	<p>17. (目論見書等の交付について) (同左)</p>
<p>19. (自動けいぞく (累積) 投資について) (略)</p>	<p>18. (自動けいぞく (累積) 投資について) (同左)</p>
<p>20. (購入単位) (略)</p>	<p>19. (購入単位) (同左)</p>
<p>21. (取引制限) (略)</p>	<p>20. (取引制限) (同左)</p>
<p>22. (金銭の払込) (略)</p>	<p>21. (金銭の払込) (同左)</p>
<p>23. (積立投信について) (略)</p>	<p>22. (積立投信について) (同左)</p>
<p>24. (収益分配金の再投資) (略)</p>	<p>23. (収益分配金の再投資) (同左)</p>
<p>25. (収益分配金の再投資停止) (略)</p>	<p>24. (収益分配金の再投資停止) (同左)</p>
<p>26. (換金方法) (略)</p>	<p>25. (換金方法) (同左)</p>
<p>27. (投資信託取引についての取消等) (略)</p>	<p>26. (投資信託取引についての取消等) (同左)</p>
<p>28. (投資信託取引内容の通知について) (略)</p>	<p>27. (投資信託取引内容の通知について) (同左)</p>
<p>29. (マル優枠の利用について) (略)</p>	<p>28. (マル優枠の利用について) (同左)</p>
<p>30. (照会サービス)</p>	<p>29. (照会サービス)</p>
<p>お客様の指定するサービス利用口座について、残高照会、取引履歴照会等の口座情報を照会することができます。</p>	<p>お客様の指定するサービス利用口座について、残高照会、取引履歴照会等の口座情報を照会することができます。</p>
<p>なお、照会可能な明細は、照会日の 5 年前の応答月の 1 日以降にお取引のあった明細に限ります。</p>	<p>なお、照会可能な明細は、照会日の 1 年前の応答月の 1 日以降にお取引のあった明細に限ります。</p>
<p>31. (取引の記録)</p>	<p>30. (取引の記録)</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>32. (海外からのご利用)</p> <p>(略)</p> <p>33. (免責事項)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 一般的に安全とされている暗号の解読、一般的に相当とされているセキュリティを突破して行われた不正アクセス、もっぱらお客様または第三者の責めに帰すべき事由等、当金庫の責めによらない事由により、利用者ID、ログインパスワード、確認パスワード、秘密の質問、その他の本人確認に必要な情報または当金庫とお客様との取引に関する情報等が漏洩したとき</p> <p>34. (通信経路における安全対策)</p> <p>(略)</p> <p>35. (端末の障害)</p> <p>(略)</p> <p>第4章 サービスの解約等</p> <p>36. (お客様からの解約)</p> <p>(略)</p> <p>37. (当金庫からの解約等)</p> <p>(略)</p> <p>第5章 雑則</p> <p>38. (規定等の準用)</p> <p>本規定に定めのない事項については、投信取引約款、特定口座約款、非課税口座約款、未成年者口座および課税未成年者口座約款、自動けいぞく投資約款、定時定額取扱規定等の当金庫が定める取引規定・約款等および指定預金口座に係る各種規定により取り扱います。</p> <p>39. (届出事項の変更等)</p> <p>(略)</p> <p>40. (通知等の連絡先)</p> <p>(略)</p> <p>41. (規定の変更)</p> <p>(略)</p> <p>42. (準拠法・管轄)</p> <p>(略)</p> <p>43. (譲渡・質入・貸与の禁止)</p> <p>(略)</p> <p>44. (サービスの終了)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(2024年10月改訂) 以上</p>	<p>(同左)</p> <p>31. (海外からのご利用)</p> <p>(同左)</p> <p>32. (免責事項)</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 一般的に安全とされている暗号の解読、一般的に相当とされているセキュリティを突破して行われた不正アクセス、もっぱらお客様または第三者の責めに帰すべき事由等、当金庫の責めによらない事由により、利用者ID、ログインパスワード、確認パスワード、(追加) その他の本人確認に必要な情報または当金庫とお客様との取引に関する情報等が漏洩したとき</p> <p>33. (通信経路における安全対策)</p> <p>(同左)</p> <p>34. (端末の障害)</p> <p>(同左)</p> <p>第4章 サービスの解約等</p> <p>35. (お客様からの解約)</p> <p>(同左)</p> <p>36. (当金庫からの解約等)</p> <p>(同左)</p> <p>第5章 雑則</p> <p>37. (規定等の準用)</p> <p>本規定に定めのない事項については、投信取引約款、特定口座約款、非課税口座約款、未成年者口座および課税未成年者口座約款、自動けいぞく投資約款、定時定額取扱規定、等(追加) および指定預金口座に係る各種規定により取り扱います。</p> <p>38. (届出事項の変更等)</p> <p>(同左)</p> <p>39. (通知等の連絡先)</p> <p>(同左)</p> <p>40. (規定の変更)</p> <p>(同左)</p> <p>41. (準拠法・管轄)</p> <p>(同左)</p> <p>42. (譲渡・質入・貸与の禁止)</p> <p>(同左)</p> <p>43. (サービスの終了)</p> <p>(同左)</p> <p style="text-align: right;">(2024年1月) 以上</p>